

JIS

電子部品実装ロボット—用語

JIS B 0144 : 2000
(JARA/JSA)
(2005 確認)

平成 12 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人 日本ロボット工業会 (JARA)/財団法人 日本規格協会 (JSA) から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS B 0144 : 1997は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS B 0144には、次に示す附属書がある。

附属書 (参考) 電子部品実装ロボットの機能を表す記号

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成9.11.20 改正：平成12.12.20

官 報 公 示：平成12.12.20

原案作成者：社団法人 日本ロボット工業会 (☎105-0011 東京都港区芝公園3丁目5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-2919)

財団法人 日本規格協会 (☎107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 FA部会 (部会長 吉川 弘之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者 又は 工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 (☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電子部品実装ロボット—用語

B 0144 : 2000

PCB (printed circuit board) assembly robots—Vocabulary

1. **適用範囲** この規格は、電子部品実装ロボットに関して用いる主な用語及び定義について規定する。

備考 電子部品実装ロボット (以下、実装ロボットという。) とは、電子部品をプリント配線板の所定の位置に挿入又は装着するロボットをいう。

2. **分類** 用語の分類は、次による。

a) 電子部品実装ロボットの分類

- 1) 大分類
- 2) 電子部品挿入機の分類
- 3) 電子部品装着機の分類

b) 機械構成

c) 制御

d) 特性・機能

e) 安全性

f) 関連装置

3. **定義** この規格で用いる用語の定義は、次による。また、すべての用語について参考として対応英語を示す。

備考 定義の中で下線を施してある部分は、この規格の中で規定している用語であることを示す。